

## 付 表

- 付表1 基本目標と施策との関係
- 付表2 重点施策と施策との関係
- 付表3 築60年を迎える施設の一覧・床面積
- 付表4 施策体系図

## 参考資料

- 参考資料1 武蔵野市長期計画条例
- 参考資料2 各分野における個別計画
- 参考資料3 策定の流れ

## 用語説明

# 長期計画の「基本目標」と施策の体系における「基本施策」・「施策」の関係

## 武蔵野市の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」

基本目標	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
(1) 多様性を認め合う 支え合いの まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み</li> <li>1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み</li> <li>2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実</li> <li>2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携</li> <li>2-(3) 健康危機管理対策の推進</li> <li>3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化</li> <li>3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み</li> <li>3-(3) 生活困窮者への支援</li> <li>3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み</li> <li>3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進</li> <li>3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進</li> <li>3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援</li> <li>5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備</li> <li>1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援</li> <li>1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化</li> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> <li>3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成</li> <li>4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育</li> <li>5-(3) 学校と地域との協働体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 平和施策の推進</li> <li>1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進</li> <li>1-(3) 外国籍市民の支援</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> <li>5-(4) 都市・国際交流事業の推進</li> </ul>
(2) 未来ある子ども たちが希望を 持ち健やかに 暮らせる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化</li> <li>3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備</li> <li>1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援</li> <li>1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化</li> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>2-(2) 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上</li> <li>2-(3) 地域子ども館事業の充実</li> <li>2-(4) 子どもの医療費助成の拡充</li> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> <li>3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成</li> <li>4-(1) 「生きる力」を育む幼児教育の振興</li> <li>4-(2) 青少年健全育成事業の充実</li> <li>4-(3) すべての学びの基盤となる資質・能力の育成</li> <li>4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育</li> <li>4-(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実</li> <li>4-(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実</li> <li>5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(3) 外国籍市民の支援</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> </ul>
(3) コミュニティを 育む 市民自治の まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成</li> <li>5-(3) 学校と地域との協働体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(2) 自助・共助による災害予防対策の推進</li> <li>4-(1) 市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展</li> <li>4-(2) 市民活動支援策の検討</li> </ul>
(4) このまちに つながる 誰もが住み やすい・学び ・働き ・楽しみ 続けられる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進</li> <li>4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備</li> <li>1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援</li> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>2-(2) 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上</li> <li>2-(3) 地域子ども館事業の充実</li> <li>2-(4) 子どもの医療費助成の拡充</li> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> <li>4-(1) 「生きる力」を育む幼児教育の振興</li> <li>4-(2) 青少年健全育成事業の充実</li> <li>4-(3) すべての学びの基盤となる資質・能力の育成</li> <li>4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育</li> <li>4-(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実</li> <li>4-(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進</li> <li>1-(3) 外国籍市民の支援</li> <li>5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> <li>5-(3) 都市観光の推進</li> <li>6-(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実</li> <li>6-(3) 図書館サービスの充実</li> <li>6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興</li> <li>7-(1) 産業の振興</li> <li>7-(2) 農業の振興と農地の保全</li> </ul>
(5) 限りある資源 を活かした 持続可能な まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(2) 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上</li> <li>2-(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討</li> <li>5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> <li>6-(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用</li> <li>6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興</li> </ul>

付表 1

緑・環境	都市基盤	行・財政
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進            1-(2) 環境啓発と市民活動との連携            2-(2) 公共施設における環境負荷低減の取り組み            3-(2) 緑の保全・創出・活用            5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>3-(1)人にやさしいまちづくり</p>	<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営            1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進            1-(3)様々な主体との連携・協働の推進            2-(1)総合的な市政情報提供の推進            2-(2)広聴の充実と広聴・広報の連携の推進            5-(1)課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化            5-(2)組織活性化に向けたダイバーシティ推進とワーク・ライフ・マネジメント支援</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進            1-(2) 環境啓発と市民活動との連携            2-(2) 公共施設における環境負荷低減の取り組み            3-(2) 緑の保全・創出・活用            4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進            5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>3-(1)人にやさしいまちづくり</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進            2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進            3-(1)公共施設等総合管理計画の推進            4-(1)経営資源を最大限活用するための仕組みの構築            4-(2)健全な財政運営を維持するための体制強化</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進            1-(2) 環境啓発と市民活動との連携            3-(2) 緑の保全・創出・活用            4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援</p>	<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営            1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進            1-(3)様々な主体との連携・協働の推進            2-(1)総合的な市政情報提供の推進            2-(2)広聴の充実と広聴・広報の連携の推進</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進            1-(2) 環境啓発と市民活動との連携            3-(2) 緑の保全・創出・活用            4-(1) 廃棄物処理の最適化            4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援            1-(2)計画的な土地利用の誘導            1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開            5-(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり            6-(1)吉祥寺駅周辺            6-(2)三鷹駅周辺            6-(3)武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営            1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進            2-(1)総合的な市政情報提供の推進            2-(2)広聴の充実と広聴・広報の連携の推進            2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進            3-(1)公共施設等総合管理計画の推進            3-(2)市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進            1-(2) 環境啓発と市民活動との連携            2-(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化            3-(2) 緑の保全・創出・活用            4-(1) 廃棄物処理の最適化            4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進</p>	<p>2-(1)【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理            2-(1)【下水道】持続可能な下水道事業の運営            2-(2)【下水道】安定的な下水道経営            2-(1)【水道】都営水道一元化の推進            2-(2)【水道】安定的な水道事業運営            2-(1)【建築】建築物の安全性や質の向上            5-(1)総合的・計画的な住宅施策の推進</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進            3-(1)公共施設等総合管理計画の推進            3-(2)市有地の有効活用            4-(1)経営資源を最大限活用するための仕組みの構築            4-(2)健全な財政運営を維持するための体制強化            4-(5)行政サービスにおける受益と負担の適正化</p>

# 長期計画の「重点施策」と施策の体系における「基本施策」・「施策」との関係

武蔵野市の目指すべき姿 「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」

重点施策	健康・福祉	子ども・教育	平和・文化・市民生活
(1) 武蔵野市ならではの地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み</li> <li>1-(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み</li> <li>2-(2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携</li> <li>3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化</li> <li>3-(2) 認知症の人とその家族を支える取り組み</li> <li>3-(3) 生活困窮者への支援</li> <li>3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み</li> <li>3-(5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進</li> <li>3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進</li> <li>5-(1) 地域共生社会に対応したサービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備</li> <li>1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援</li> <li>1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化</li> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> <li>4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育</li> <li>5-(3) 学校と地域との協働体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進</li> <li>1-(3) 外国籍市民の支援</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> <li>6-(1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実</li> <li>6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興</li> </ul>
(2) 子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-(1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化</li> <li>3-(4) 障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備</li> <li>1-(2) それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援</li> <li>1-(3) 児童虐待の未然防止と対応力の強化</li> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>2-(2) 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上</li> <li>2-(3) 地域子ども館事業の充実</li> <li>2-(4) 子どもの医療費助成の拡充</li> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> <li>3-(2) 保育人材等の確保と育成</li> <li>3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成</li> <li>4-(1) 「生きる力」を育む幼児教育の振興</li> <li>4-(2) 青少年健全育成事業の充実</li> <li>4-(3) すべての学びの基盤となる資質・能力の育成</li> <li>4-(4) 多様性を認め合い市民性を育む教育</li> <li>4-(5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実</li> <li>4-(6) 不登校対策の推進と教育相談の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(3) 外国籍市民の支援</li> </ul>
(3) いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実</li> <li>2-(3) 健康危機管理対策の推進</li> <li>3-(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進</li> <li>3-(7) 災害時に支え合える体制づくりの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討</li> <li>5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 災害に強いまちづくりの推進</li> <li>2-(2) 自助・共助による災害予防対策の推進</li> <li>2-(3) 関係機関との連携による応急対応力の強化</li> <li>2-(4) 市の応急活動体制の整備</li> <li>3-(1) 安全・安心なまちづくり</li> <li>3-(2) 特殊詐欺、消費者被害の防止</li> </ul>
(4) 豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進</li> <li>4-(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-(1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-(2) 多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進</li> <li>5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進</li> <li>5-(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承</li> <li>5-(3) 都市観光の推進</li> <li>6-(2) 文化財や歴史公文書の保護と活用</li> <li>7-(1) 産業の振興</li> <li>7-(2) 農業の振興と農地の保全</li> </ul>
(5) 三駅周辺の新たな魅力と価値の創造			<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(2) 市民活動支援策の検討</li> <li>5-(1) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進</li> <li>7-(1) 産業の振興</li> </ul>
(6) 武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築			<ul style="list-style-type: none"> <li>7-(2) 農業の振興と農地の保全</li> </ul>
(7) 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化</li> <li>3-(3) 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成</li> <li>5-(3) 学校と地域との協働体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(1) 市民同士の語りや連携による豊かな地域社会の進展</li> <li>4-(2) 市民活動支援策の検討</li> </ul>
(8) 未来につなぐ公共施設等の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-(2) 新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-(5) 子ども・子育て支援施設のあり方検討</li> <li>5-(4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-(4) 国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興</li> </ul>

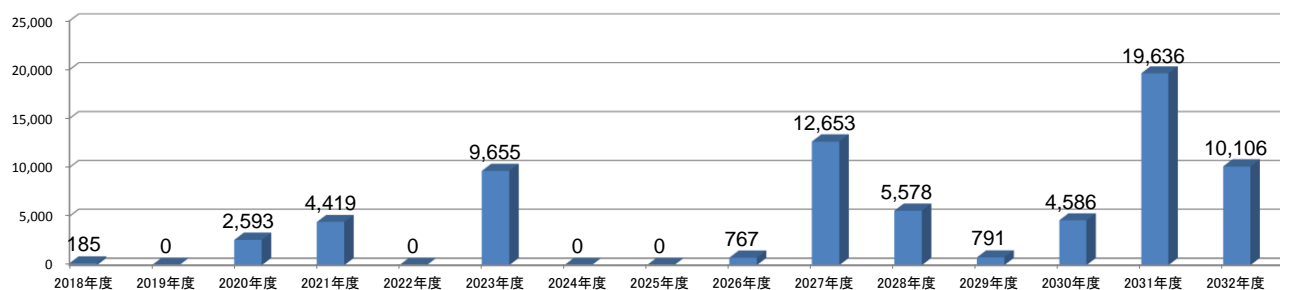
緑・環境	都市基盤	行・財政
<p>1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>3-(1)人にやさしいまちづくり 5-(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり 5-(3)良好な住環境づくりへの支援</p>	<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営 1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広聴・広報の連携の推進</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(1) 様々な環境問題への対応</p>	<p>5-(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進</p>
<p>4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>2-(1)【建築】建築物の安全性や質の向上 3-(2)自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備</p>	<p>1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 4-(4)リスク管理能力・危機対応力の強化</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進</p>
<p>2-(2) 公共施設における環境負荷低減の取り組み 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>1-(1)地域主体のまちづくりへの支援 1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(3)武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 3-(2)市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 2-(1) 地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化 2-(2) 公共施設における環境負荷低減の取り組み 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進 4-(1) 廃棄物処理の最適化 4-(2) ごみの減量、分別、資源化の促進 5-(1) 様々な環境問題への対応 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>1-(3)魅力的な都市景観の保全と展開 2-(1)【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 3-(2)市有地の有効活用</p>
<p>1-(1) エコプラザ（仮称）を中心とした環境啓発の推進 1-(2) 環境啓発と市民活動との連携 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 3-(3) 緑と水のネットワークの推進</p>		<p>1-(1)自治基本条例に基づく市政運営 1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 2-(1)総合的な市政情報提供の推進 2-(2)広聴の充実と広聴・広報の連携の推進</p>
<p>2-(2) 公共施設における環境負荷低減の取り組み 3-(1) 街路樹などの緑の保全・管理 3-(2) 緑の保全・創出・活用 5-(2) 受動喫煙対策と環境美化の推進</p>	<p>2-(1)【道路】計画的・効率的・持続的な道路施設管理 2-(1)【下水道】持続可能な下水道事業の運営 2-(2)【下水道】安定的な下水道経営 2-(1)【水道】都営水道一元化の推進 2-(2)【水道】安定的な水道事業運営 2-(1)【建築】建築物の安全性や質の向上 4-(1)生活道路への安全対策 4-(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進 5-(1)総合的・計画的な住宅施策の推進 6-(1)吉祥寺駅周辺 6-(2)三鷹駅周辺 6-(3)武蔵境駅周辺</p>	<p>1-(2)市民参加の充実と情報共有の推進 1-(3)様々な主体との連携・協働の推進 3-(1)公共施設等総合管理計画の推進 3-(2)市有地の有効活用 4-(1)経営資源を最大限活用するための仕組みの構築 4-(2)健全な財政運営を維持するための体制強化 4-(5)行政サービスにおける受益と負担の適正化</p>

2018～2047年度(平成30～令和29年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の一覧と床面積

	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度
コミュニティ														関前コミセン分館	
施設化	松露庵 (築60年超)					公会堂									
施設舎															
子育て施設											南保育園				境南保育園
福祉施設	川路さんち (築60年超)														桜はうす今泉
学校施設 (関係施設含む)			五小北校舎	五中北校舎・南校舎		一中東校舎・西校舎 五中体育館			桜堤調理場	二小東校舎・西校舎・体育館 二中東校舎・西校舎 三小体育館	一小校舎 四小体育館	一小体育館	三小校舎	境南小東校舎 関前南小校舎・体育 三小校舎 六中西校舎 五小体育館 六中体育館	四小東校舎・西校舎 五小西校舎 北町調理場
生涯学習施設															
その他施設											消防第6分団		ミカレットみたか	消防第2分団 関前住宅	
年度別面積計 ㎡	185	0	2,593	4,419	0	9,655	0	0	767	12,653	5,578	791	4,586	19,636	10,106
面積累計 ㎡	185	185	2,778	7,197	7,197	16,852	16,852	16,852	17,618	30,272	35,850	36,641	41,227	60,863	70,970
全体割合	0.1%	0.1%	0.9%	2.4%	2.4%	5.6%	5.6%	5.6%	5.9%	10.1%	12.0%	12.2%	13.8%	20.3%	23.7%

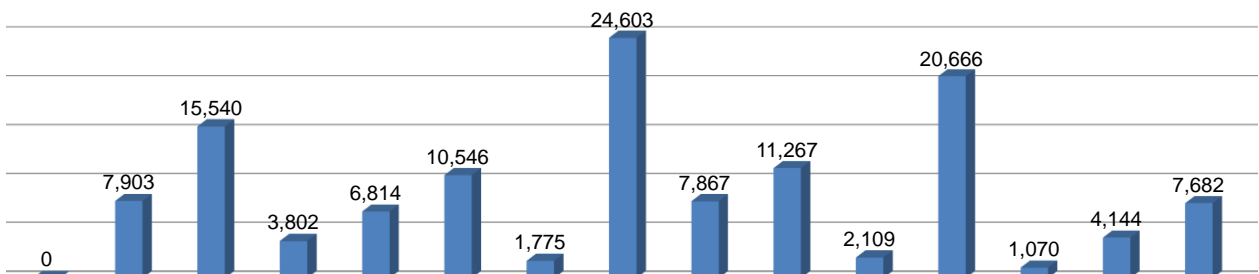
※全体割合…総延べ床面積(令和29年度末現在)に対する面積累計の割合

床面積(㎡) 2018～2047年度(平成30～令和29年度)において築後60年目(更新時期)を迎える公共施設(建物)の床面積(グラフ)



付表3

2033年度 令和15年度	2034年度 令和16年度	2035年度 令和17年度	2036年度 令和18年度	2037年度 令和19年度	2038年度 令和20年度	2039年度 令和21年度	2040年度 令和22年度	2041年度 令和23年度	2042年度 令和24年度	2043年度 令和25年度	2044年度 令和26年度	2045年度 令和27年度	2046年度 令和28年度	2047年度 令和29年度
	中央コミセン	境南コミセン	西久保コミセン	吉祥寺東コミセン 中町集会所	吉祥寺北コミセン	本町コミセン	関前コミセン	御殿山コミセン 桜堤コミセン	吉祥寺南町コミセン				緑町コミセン 西部コミセン	
										芸能劇場	市民文化会館			
							市庁舎							
			三小子どもクラブ					自然の村	桜堤児童館	関前南こどもクラブ第一		吉祥寺保育園		
							障害者福祉センター		シルバー人材センター 月見路	関三クラブ				北町高齢者センター 保健センター
	三小北校舎 井之頭小校舎	境南小西校舎・給食室 四中校舎	境南小体育館	桜野小校舎	四小南校舎 本宿小校舎・体育館・給食室	大野田小体育館		六中東校舎	一中体育館 三中体育館		二中体育館 五中プール更衣室棟	五中音楽室棟	井之頭小体育館	三小第2体育館
								温水プール			市民会館			吉祥寺図書館
	消防第10分団		消防第1分団 北町第2住宅北棟	北町第2住宅南棟	消防第4分団 消防第8分団				北町防災職員住宅					
0	7,903	15,540	3,802	6,814	10,546	1,775	24,603	7,867	11,267	2,109	20,666	1,070	4,144	7,682
70,970	78,873	94,413	98,215	105,029	115,575	117,350	141,953	149,820	161,087	163,196	183,861	184,931	189,076	196,757
23.7%	26.4%	31.5%	32.8%	35.1%	38.6%	39.2%	47.4%	50.1%	53.8%	54.5%	61.4%	61.8%	63.2%	65.7%



施策体系図【I 健康・福祉】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取り組み	(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進	市民がいつまでも健康で暮らし続けられるための取り組み		健康課・地域支援課・高齢者支援課	
		「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援		健康課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進		高齢者支援課	
	(2)武蔵野市ならではの互助・共助の取り組み	市民が主体となる地域活動の推進		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		シニア支え合いポイント制度の拡充と今後の展開の検討		地域支援課	
	(3)地域共生社会の実現に向けた取り組み	心のバリアフリー事業の推進		障害者福祉課・地域支援課・高齢者支援課	
	2 生命と健康を守る地域医療充実への取り組みと連携の強化	(1)市民の生命と健康を守る病院機能の維持・充実	吉祥寺地区の病院・病床機能の確保と医療ネットワークのさらなる充実		健康課・まちづくり推進課
		(2)在宅療養生活を支える医療・介護の連携	医療・介護ニーズに対応するための在宅医療・介護連携推進事業の推進		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
		(3)健康危機管理対策の推進	市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生防止		健康課
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	(1)オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化	重層的な相談支援体制とネットワークの構築		地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		エンディング(終活)支援事業		高齢者支援課	
		ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取り組みの検討		高齢者支援課	
		妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進		健康課	
	(2)認知症の人とその家族を支える取り組み	認知症の人とその家族を支える取り組み		高齢者支援課	
	(3)生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援事業の実施と「つながる」仕組みづくりの推進		生活福祉課	
	(4)障害のあるすべての人が自分らしい生活を送るための取り組み	社会参加を促進するための障害の特性に応じた取り組みの充実		障害者福祉課	
	(5)権利擁護と成年後見制度の利用促進	権利擁護と成年後見制度の利用促進		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		虐待防止の推進		高齢者支援課・障害者福祉課	
	(6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進	地域における見守りや孤立防止のための取り組み		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		こころの健康づくりと総合的な自殺対策の取り組み		健康課	
	(7)災害時に支え合える体制づくりの支援	災害時に配慮を必要とする市民への支援		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
	4 福祉人材の確保と育成に向けた取り組み	(1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	地域を支える福祉人材の発掘と育成		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上	高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成		地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
介護分野等における外国人材の育成支援				高齢者支援課	
5 新しい福祉サービスの整備	(1)地域共生社会に対応したサービスの提供	複合的なニーズに対応する新しい施設整備の推進		高齢者支援課・障害者福祉課	
	(2)新たなニーズに対応するための福祉サービス再編の検討	制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討		地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		福祉公社と市民社協の統合に向けた事業連携の推進		地域支援課・高齢者支援課	



施策体系図【Ⅱ 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	(1)子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備		子ども政策課・健康課・子ども家庭支援センター	
		児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化		障害者福祉課	
	(2)それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援	子どもの貧困対策の推進		子ども政策課	
		子育て家庭への経済的支援の実施		子ども家庭支援センター	
		ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実		子ども家庭支援センター	
	(3)児童虐待の未然防止と対応力の強化	児童虐待・養育困難家庭への支援の強化		子ども家庭支援センター	
		配偶者等暴力被害者支援		子ども家庭支援センター	
	2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	(1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化		子ども政策課
		(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上	希望する保育施設に入所できる施策の推進		子ども育成課
			既存施設を活用した保育施設の再整備		子ども育成課
保育の質の維持・向上のための取組み				子ども育成課	
多様な就労形態に対応した保育事業の展開				子ども育成課	
(3)地域子ども館事業の充実		地域子ども館あそべえ(放課後子供教室)の充実		児童青少年課	
		地域子ども館こどもクラブ(学童クラブ)の充実		児童青少年課	
(4)子どもの医療費助成の拡充		子どもの医療費助成の拡充		子ども家庭支援センター	
(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討		市立保育園の役割・あり方の検討		子ども育成課	
		災害時における保育所の役割の検討		子ども育成課	
		桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実		児童青少年課	
		市立保育園の改築・改修計画の推進		子ども育成課	
		子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進		子ども育成課	
		民間認可保育所の改築・改修への支援		子ども育成課	
		市立自然の村の保全及びキャビン更新の検討		児童青少年課	
3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実		(1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進		子ども政策課
		(2)保育人材等の確保と育成	保育人材等の確保・育成		子ども育成課
	(3)子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進		児童青少年課	
次世代の担い手の育成			児童青少年課		
4 子どもの「生きる力」を育む	(1)「生きる力」を育む幼児教育の振興	生きる力を育む幼児教育の振興		子ども育成課	
		私立幼稚園への支援		子ども育成課	
	(2)青少年健全育成事業の充実	円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援		児童青少年課	
		青少年の自然体験事業の実施		児童青少年課	
		むさしのジャンボリー事業の充実		児童青少年課	
		中学生・高校生の居場所の検討		児童青少年課	

施策体系図【Ⅱ 子ども・教育】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
	(3)すべての学びの基盤となる資質・能力の育成	英語教育の充実		指導課	
		ICT機器を活用した教育の推進		指導課	
	(4)多様性を認め合い市民性を育む教育	多様な人々とふれあう教育の推進		指導課	
		市民性を高める教育の推進(武蔵野市民科の実施)		指導課	
		長期宿泊体験活動の効果的なあり方についての検討		指導課	
	(5)一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	交流及び共同学習と特別支援学級の小中連携の推進		教育支援課	
		特別支援教室の体制整備		教育支援課	
		特別支援学級の今後のあり方の検討		教育支援課	
	(6)不登校対策と教育相談の充実	スクールソーシャルワーカーと登校支援員の体制拡充		教育支援課	
		多様な学びの場のあり方の検討と確保		教育支援課	
		切れ目のない相談支援体制づくり		教育支援課	
	5 教育環境の充実と学校施設の整備	(1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	教員の働き方改革の推進		指導課
			持続可能な部活動の実施に向けた取り組み		指導課
		(2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成		指導課
(3)学校と地域との協働体制の充実		地域・保護者と学校の協働体制の検討		指導課	
(4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保		学校改築の計画的な推進		教育企画課	
		既存学校施設の適切な維持管理		教育企画課	
		学校給食の安定的な供給と食育推進		教育企画課・教育支援課	

施策体系図【Ⅲ 平和・文化・市民生活】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築	(1)平和施策の推進	平和啓発事業		市民活動推進課	
	(2)多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進	多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進		市民活動推進課	
		パートナーシップ制度の検討		市民活動推進課	
	(3)外国籍市民の支援	外国籍市民のニーズ把握と多分野連携による支援		交流事業課	
2 災害への備えの拡充	(1)災害に強いまちづくりの推進	災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進		住宅対策課・建築指導課	
		住宅等の耐震化の促進		住宅対策課・建築指導課	
		災害時の応急給水・応急復旧対策活動への対応		水道部工務課	
		総合的な豪雨対策の推進		下水道課	
	(2)自助・共助による災害予防対策の推進	自助・共助による災害予防対策の推進		防災課	
	(3)関係機関との連携による応急対応力の強化	関係機関との連携による応急対応力の強化		防災課	
		道路上における風水害等への対応		道路課	
	(4)市の応急活動体制の整備	市の応急活動体制の整備と情報伝達手段の強化		防災課	
		様々な災害への対応力の強化(地域防災計画の修正)		防災課	
	(5)震災復興への取り組み	震災復興マニュアルの策定		企画調整課・防災課・まちづくり推進課	
	3 安全・安心なまちづくり	(1)安全・安心なまちづくり	地域の力を生かした安全なまちづくりの実現		安全対策課
			環境浄化特別推進地区や繁華街での防犯力の充実		安全対策課
			危機管理体制のさらなる充実		安全対策課・防災課
		(2)特殊詐欺、消費者被害の防止	振り込み詐欺等の特殊詐欺の撲滅		安全対策課
			消費者被害未然防止のための消費生活相談の周知		生活経済課
4 地域社会と市民活動の活性化	(1)市民同士の語りや連携による豊かな地域社会の進展	コミュニティ活動の推進		市民活動推進課	
		市民同士が語り合う機会と多様な主体による協働の創出		市民活動推進課	
	(2)市民活動支援策の検討	中間支援組織との連携による市民活動支援		市民活動推進課	
		市民活動促進基本計画の改定		市民活動推進課	
5 豊かで多様な文化の醸成	(1)文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	文化振興基本方針に基づく文化施策の推進		市民活動推進課	
		(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合の支援		市民活動推進課・生涯学習スポーツ課	
	(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーの創出と継承	東京2020大会の開催とレガシーの創出・継承		企画調整課	
	(3)都市観光の推進	都市観光の推進		生活経済課	
	(4)都市・国際交流事業の推進	武蔵野市・友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」の運営とあり方の見直し		生活経済課	
		日本武蔵野センターのあり方の検討		交流事業課	

施策体系図【Ⅲ 平和・文化・市民生活】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進	(1)生涯のライフステージを通じた学習活動の充実	生涯学習プログラムの充実と学ぶ機会の拡充		生涯学習スポーツ課	
		生涯学習の情報提供等インターネット活用の充実		生涯学習スポーツ課	
		学校教育活動を支援・補完する生涯学習活動についての研究		生涯学習スポーツ課・指導課	
	(2)文化財や歴史公文書の保護と活用	文化財保護普及事業と歴史公文書等資料の適切な管理及び活用		生涯学習スポーツ課	
		武蔵野ふるさと歴史館を中心とした歴史文化の継承と創造		生涯学習スポーツ課	
	(3)図書館サービスの充実	ICT機器等の活用による図書館サービスの向上の検討		図書館	
		中央図書館の最適な運営体制の検討		図書館	
		子ども読書活動推進事業の充実		図書館	
		市民へのサービス水準確保に向けた検討		図書館	
		蔵書方針の見直し		図書館	
	(4)国際スポーツ大会のレガシーを活かしたスポーツ振興	障害者スポーツの振興		生涯学習スポーツ課	
		レガシーを活かしたスポーツの振興		生涯学習スポーツ課	
		体育施設の計画的な整備・更新		生涯学習スポーツ課	
		旧桜堤小学校跡地の整備		生涯学習スポーツ課	
	7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興	(1)産業の振興	コンテンツを活かした事業連携の推進及びクリエイティブ産業の実態把握		生活経済課
			武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した市の魅力発信及び地域の産業振興		財政課・生活経済課
市内産業実態調査				生活経済課	
むさしの産業サポートネット(仮称)の設置・運営(むさしの創業サポートネットの事業拡大)				生活経済課	
高齢者等の買い物支援策の検討				生活経済課	
(2)農業の振興と農地の保全		特定生産緑地の指定		まちづくり推進課	
		農業振興及び農地保全のための農地の賃借に関する研究の推進		生活経済課	

施策体系図【Ⅳ 緑・環境】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
1 刻々と変化する環境問題への対応	(1)エコプラザ(仮称)を中心とした環境啓発の推進	環境問題の的確な把握と情報発信の推進		環境政策課
		エコプラザ(仮称)を中心とした環境啓発の推進		環境政策課
	(2)環境啓発における市民活動との連携	ごみへの意識向上に向けた啓発事業の充実		ごみ総合対策課
		暮らしの中で緑に親しむ取り組みの推進		緑のまち推進課
		良好な水循環・水環境の保全の推進		下水道課
2 地球温暖化対策の推進	(1)地球温暖化対策としてのエネルギー消費のスマート化	地球温暖化対策事業の推進		環境政策課
		エネルギー消費のスマート化の推進		環境政策課
	(2)公共施設における環境負荷低減の取り組み	公共施設の環境配慮・雨水流出抑制の推進		環境政策課
		まちづくりと連携した環境負荷の低減		環境政策課・下水道課
3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進	(1)街路樹などの緑の保全・管理	街路樹の計画的な維持管理		緑のまち推進課
	(2)緑の保全・創出・利活用	民有地のみどりの保全と創出		緑のまち推進課
		民間によるオープンスペースの緑の創出と利活用		緑のまち推進課
		公園緑地の整備・リニューアルと魅力を高める利活用		緑のまち推進課
	(3)緑と水のネットワークの推進	緑と水のネットワークの充実		緑のまち推進課
		生物多様性の保全に向けた取り組みの推進		環境政策課
		多摩の森林保全活動		緑のまち推進課
	4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築	(1)廃棄物処理の最適化	効率的なごみ処理手法の検討	
ごみの広域処理の研究				クリーンセンター
武蔵野クリーンセンターの安全・安定稼働				クリーンセンター
(2)ごみの減量、分別、資源化の促進		ごみの発生抑制と最終処分量の削減		ごみ総合対策課
		市民・事業者の取り組みに対する効果的な支援		ごみ総合対策課
5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保	(1)様々な環境問題への対応	典型7公害と生活関連公害への対応		環境政策課
		害虫害獣等の新たな環境リスクへの対応		環境政策課
	(2)受動喫煙対策と環境美化の推進	駅前周辺地域における路上喫煙対策および受動喫煙防止に関する啓発の推進		ごみ総合対策課・健康課
		まちの美化の推進		ごみ総合対策課

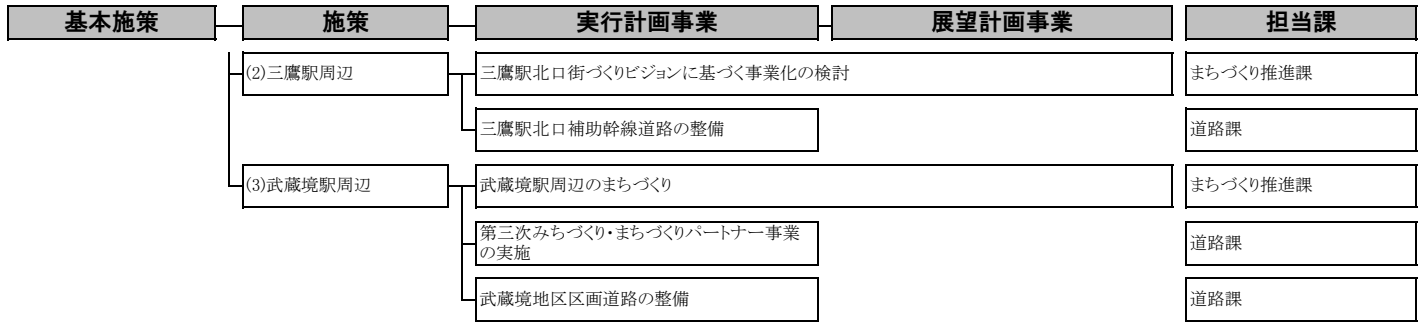
施策体系図【V 都市基盤】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり	(1)地域主体のまちづくりへの支援	地区計画・地区まちづくり計画等の促進		まちづくり推進課	
		良好なまちづくりを進める開発調整の推進		まちづくり推進課	
		エリアマネジメント活動の支援策の検討と展開		まちづくり推進課	
	(2)計画的な土地利用の誘導	都市計画マスタープランの改定と事業化に向けた検討		まちづくり推進課	
		用途地域等の見直し		まちづくり推進課	
		境公園都市計画の見直し		まちづくり推進課	
	(3)魅力的な都市景観の保全と展開	景観まちづくりの展開		まちづくり推進課	
		道路の景観整備の推進		道路課	
		武蔵野市無電柱化推進計画(仮称)の策定		道路課	
		路上看板等の改善指導		道路課	
	2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり	[道路分野]			
		(1)計画的・効率的・持続的な道路施設管理	道路総合管理計画に基づく道路管理の推進		道路課
橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょう管理の推進				道路課	
LED街路灯整備計画の推進				道路課	
(2)市民と行政との協働		市民と協働による道路管理の推進		道路課	
[下水道分野]					
(1)持続可能な下水道事業の運営		下水道ストックマネジメント(計画的な維持管理・改築)の推進		下水道課	
		大型建設事業への対応		下水道課	
		民間活用及び広域化・共同化の検討		下水道課	
(2)安定的な下水道経営		下水道事業会計の健全化・透明化		下水道課	
[水道分野]					
(1)都営水道一元化の推進		都営水道一元化の推進		水道部総務課	
(2)安定的な水道事業運営	水道事業運営プランの推進		水道部総務課		
	配水管網整備の推進		水道部工務課		
	浄水場施設の維持・更新		水道部工務課		
	水源施設の維持・更新		水道部工務課		
	直結給水方式の普及		水道部工務課		
[建築分野]					
(1)建築物の安全性や質の向上	既存建築物・設備の適正な使用・維持管理の強化		建築指導課		
	民間関係機関との連携強化		建築指導課		
	違反建築物への対策の徹底		建築指導課		

施策体系図【V 都市基盤】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
3 誰もが利用しやすい交通環境の整備	(1)人にやさしいまちづくり	バリアフリー基本構想の改定及び事業の推進		まちづくり推進課	
		歩いて楽しいみちづくりの推進		道路課	
		市民交通計画に基づく事業の推進		交通対策課	
		高齢社会の進展による交通(移動)手段のあり方の検討		交通対策課	
		公共交通機関の利用促進		交通対策課	
	(2)自転車のルール・マナー向上と自転車利用環境の整備	自転車安全教育の充実		交通対策課	
		自転車走行空間整備の推進		交通対策課	
		駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進		交通対策課	
	(3)持続的な交通事業の展開	市民交通計画に基づく事業の推進(再掲)		交通対策課	
		駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進(再掲)		交通対策課	
	4 安全で快適な道路ネットワークの構築	(1)生活道路への安全対策	居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した道路整備の推進		交通対策課
			区画道路整備事業の推進		道路課
狭あい道路拡幅整備事業の推進				道路課	
(2)都市計画道路ネットワーク整備の推進		都市計画道路の事業化		まちづくり推進課	
		都市計画道路及び区画道路の見直し		まちづくり推進課	
(3)外環道路への対応		外環の2にかかる検討		まちづくり推進課	
5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり		(1)総合的・計画的な住宅施策の推進	住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進・運用及び改定		住宅対策課
			市営住宅・福祉型住宅の適正な管理・運営及び整備等のあり方の検討		住宅対策課
		(2)民間と連携した多様な世帯に対応した住環境づくり	住宅困窮世帯(者)に対する公と民の連携支援の推進		住宅対策課
	民間住宅ストック活用の誘導・支援			住宅対策課	
	市営住宅・福祉型住宅の適正な管理・運営及び整備等のあり方の検討(再掲)			住宅対策課	
	(3)良好な住環境づくりへの支援	良質な住環境の維持・誘導		住宅対策課	
		分譲マンションの再生と適切な管理等への支援		住宅対策課	
		空き住宅等への適正な対応(予防・管理・利活用)		住宅対策課	
	6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり	(1)吉祥寺駅周辺	吉祥寺グランドデザインを踏まえた「NEXT-吉祥寺」によるまちづくりの推進		吉祥寺まちづくり事務所
民間老朽化建物の建替え誘導				吉祥寺まちづくり事務所	
エリアの特性を活かした道路整備とまちづくりの推進				吉祥寺まちづくり事務所	
南口駅前広場の整備と公会堂建て替えを含むパークエリアのまちづくり				吉祥寺まちづくり事務所・企画調整課・資産活用課・市民活動推進課	
イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり				吉祥寺まちづくり事務所・企画調整課・資産活用課・市民活動推進課・交通対策課	
市道第190号線整備の推進				道路課	
市道第151号線(七井橋通り)の整備				道路課	

施策体系図【V 都市基盤】分野 体系図





施策体系図【VI行・財政】分野 体系図

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課
1 市民参加と連携・協働の推進	(1) 自治基本条例に基づく市政運営	自治基本条例(仮称)に基づく市政運営のルール制度化・体系化		企画調整課
	(2) 市民参加の充実と情報共有の推進	市民参加のあり方の追求		企画調整課・各課
		総合的な市政情報提供の推進		秘書広報課
		積極的な投票参加の促進		選挙管理委員会事務局
	(3) 様々な主体との連携・協働の推進	様々な主体との連携による公共課題への対応		企画調整課
自治体間の政策連携の推進			企画調整課	
2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション	(1) 総合的な市政情報提供の推進	総合的な市政情報提供の推進【再掲】		秘書広報課
		市民に分かりやすい財政状況の公表		財政課
	(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進	広聴の充実及び広聴と広報の連携の推進		市民協働推進課・秘書広報課
	(3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーションの推進	シティプロモーションの推進		秘書広報課・企画調整課・各課
	3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用	(1) 公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等総合管理計画の適正管理・推進	
既存公共施設の計画的な保全・改修の推進				施設課
(2) 市有地の有効活用		未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針の見直し及び市有地の有効活用		資産活用課
		イーストエリアの市有地を活かした沿道まちづくり(再掲)		資産活用課・吉祥寺まちづくり事務所
		吉祥寺東町一丁目市有地利活用		資産活用課
4 社会の変化に対応していく行政運営	(1) 経営資源を最大限有効活用するための仕組みの構築	行財政改革の推進		企画調整課・各課
		事業見直しの仕組み構築の検討		企画調整課・財政課
	(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化	入札及び契約制度適正化の更なる推進		管財課
		広告収入等の拡大に関する検討		財政課
		債権管理条例(仮称)及び関係規定の整備		納税課・財政課
		市税及び国民健康保険税の収納・徴収体制の強化		納税課・保険課
		武蔵野市ふるさと応援寄附を活用した歳入確保		財政課
	(3) ICTの活用による業務生産性と市民サービスの向上	ICTを利用した市民サービスの拡大		情報管理課
		先端技術等を活用した業務効率化の推進と人材の有効活用		総務課・情報管理課
		文書電子化の推進と電子決裁の導入の検討		総務課・情報管理課
		職員の知識・経験を蓄積・活用する仕組み(ナレッジマネジメント)の拡充		総務課・人事課
		自治体クラウド導入に関する検討		情報管理課
	(4) リスク管理能力・危機対応力の強化	様々なリスクに備えた体制の強化		総務課・人事課
		情報セキュリティ対策の強化		情報管理課

基本施策	施策	実行計画事業	展望計画事業	担当課	
	(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正	適正な受益と負担の検討		財政課	
		国民健康保険財政健全化計画の策定及び実施		保険課	
	(6) 財政援助出資団体の経営改革等の支援	財政援助出資団体の統合・自立化と経営改革等の支援		企画調整課・財政課	
		指定管理者制度の効果的運用の検討		企画調整課・財政課	
	(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討	組織のあり方の検討		企画調整課	
		職員定数適正化計画の策定		人事課	
	5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化	(1) 課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化	一般技術職・専門職の確保と体系的な人材育成		人事課・総務課
			個々の適正を活かす人事制度の構築		人事課
			多様な人材の確保と育成		人事課
			職員定数適正化計画の策定（再掲）		人事課
職員の人事評価の活用				人事課	
職務・職責に応じた給与制度の推進				人事課	
(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ推進とワーク・ライフ・マネジメント支援			心身ともに健康で、多様かつ柔軟な働き方を支援する制度の検討		人事課
活発なコミュニケーションが生まれる組織風土の醸成			人事課・総務課・情報管理課・管財課		

## 《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

### 武蔵野市長期計画条例

(目的)

**第1条** この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

**第3条** 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

**第4条** 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

**第5条** 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

**第6条** 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

**第7条** 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

## 《各分野における個別計画》

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画(現在改定中の計画に寄せられた意見も含む)との整合を図っていく。

### 【個別計画一覧】

<p><b>I 健康・福祉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市第3期健康福祉総合計画</li> <li>・武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017</li> <li>・武蔵野市第5期地域福祉計画</li> <li>・武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画</li> <li>・武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画</li> <li>・武蔵野市第4期健康推進計画</li> <li>・武蔵野市食育推進計画</li> <li>・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画</li> <li>・武蔵野市自殺総合対策計画</li> </ul> <p><b>II 子ども・教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次子どもプラン武蔵野</li> <li>・第二期武蔵野市学校教育計画</li> <li>・武蔵野市特別支援教育アクションプラン</li> </ul> <p><b>III 平和・文化・市民生活</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期武蔵野市産業振興計画</li> <li>・第二期武蔵野市観光推進計画</li> <li>・武蔵野市農業振興基本計画</li> <li>・武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画</li> <li>・武蔵野市第四次男女平等推進計画</li> <li>・武蔵野市文化振興基本方針</li> <li>・武蔵野市生活安全計画</li> <li>・武蔵野市国民保護計画</li> <li>・武蔵野市地域防災計画</li> <li>・武蔵野市耐震改修促進計画</li> <li>・武蔵野市生涯学習計画</li> <li>・武蔵野市スポーツ振興計画</li> <li>・第2期武蔵野市図書館基本計画</li> <li>・「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画</li> </ul> <p><b>IV 緑・環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四期武蔵野市環境基本計画</li> <li>・第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画</li> <li>・武蔵野市地球温暖化対策地域プラン</li> <li>・武蔵野市生物多様性基本方針</li> <li>・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画</li> <li>・武蔵野市緑の基本計画 2019</li> <li>・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画</li> <li>・千川上水整備基本計画</li> <li>・公園・緑地リニューアル計画</li> </ul> <p><b>V 都市基盤</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市都市計画マスタープラン</li> <li>・武蔵野市バリアフリー基本構想</li> <li>・三鷹駅北口街づくりビジョン</li> <li>・武蔵野市景観ガイドライン</li> <li>・吉祥寺グランドデザイン</li> <li>・進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト—吉祥寺グランドデザイン推進計画—</li> <li>・武蔵野市自転車等総合計画</li> <li>・第10次武蔵野市交通安全計画</li> <li>・第3次武蔵野市市民交通計画</li> <li>・武蔵野市地域公共交通総合連携計画</li> <li>・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画</li> <li>・武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版</li> <li>・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画</li> <li>・武蔵野市道路総合管理計画</li> <li>・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画</li> <li>・武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)</li> <li>・御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画</li> <li>・武蔵野市橋りょう長寿命化計画</li> <li>・武蔵野市下水道総合計画</li> <li>・武蔵野市下水道長寿命化計画</li> </ul> <p><b>VI 行・財政</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針</li> <li>・武蔵野市行財政改革アクションプラン</li> <li>・武蔵野市公共施設等総合管理計画</li> <li>・武蔵野市人材育成基本方針</li> <li>・第7次職員定数適正化計画</li> <li>・武蔵野市特定事業主行動計画</li> <li>・職員研修計画</li> <li>・武蔵野市第五次総合情報化基本計画</li> </ul>
--	--

参考資料 3

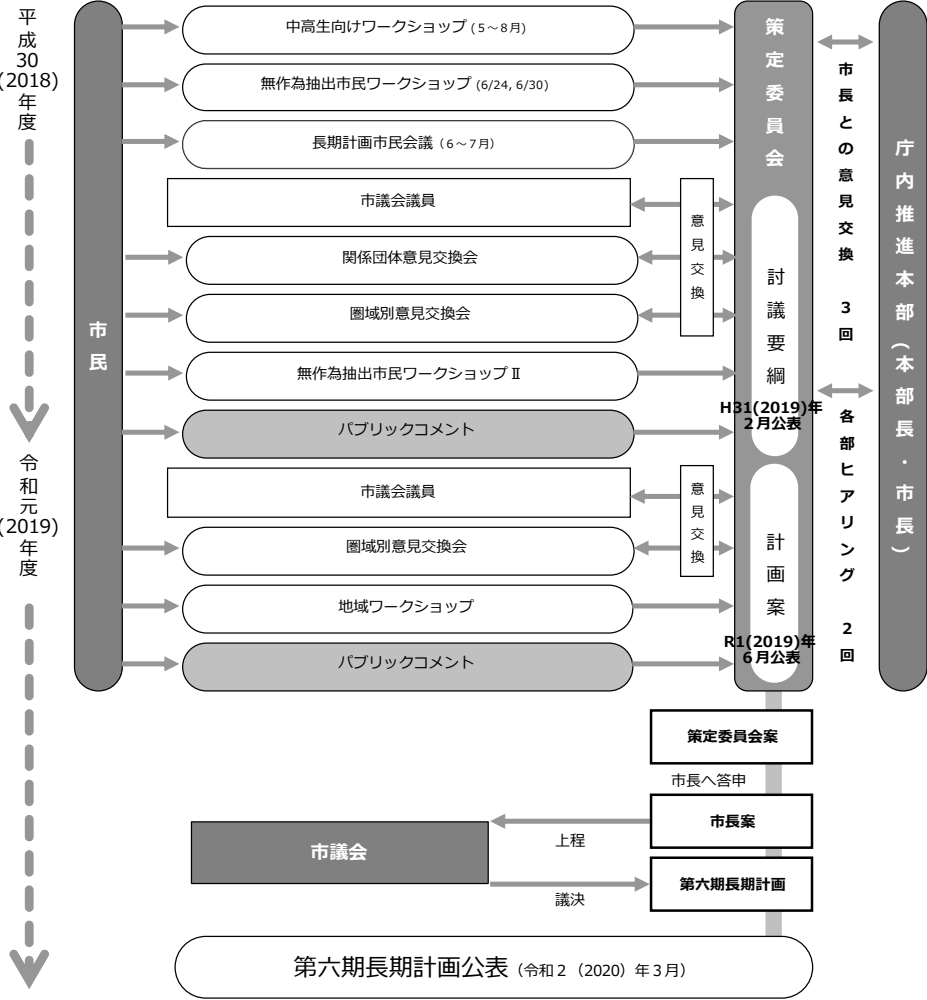
## 《策定の流れ》

武蔵野市第六期長期計画の策定は、平成30(2018)年度から2ヶ年度にわたり進められてきた。まず平成30(2018)年5月～8月にかけて、各種のワークショップ等が実施され、長期計画で議論すべき課題の抽出等が行われた。

同年7月に、市民及び副市長で構成される武蔵野市第六期長期計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点について検討し、これを「討議要綱」としてまとめ、平成31(2019)年2月に公表した。この討議要綱に対して、市民や関係団体、市議会議員などから広く意見を聴取し、それらを踏まえ、第六期長期計画の原案となる「計画案」を同年6月に作成した。討議要綱と同様に広く意見を求め、必要な修正を行ったうえで、8月に策定委員会案が市長に答申される予定である。

市長は答申された策定委員会案を踏まえ、市長案を市議会に上程するが、その際、市民参加で作成した策定委員会案を最大限尊重することを表明している。市議会での審議と議決を経て、令和2(2020)年3月に第六期長期計画が公表される予定である。

## 策定スケジュール



# 《用語説明》

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
<b>あ行</b>			
7,16,28, 37,41, 4244, 47,48, 57,65, 67,69	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
59	ITS	あいていーえす	高度道路交通システム(Intelligent Transport Systems)のこと。最先端の情報通信技術等を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、有料道路等の自動料金収受システムの確立、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を図るものである。 ITSは安全、快適で効率的な移動に必要な情報を迅速、正確かつわかりやすく利用者に提供するとともに、情報、制御技術の活用による運転操作の自動化等を可能とするシステムである。これによりITSは、高度な道路利用、運転や歩行等道路利用における負荷の軽減を可能とし、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全等を図る。
15,67	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
7.35	あそべえ	あそべえ	地域子ども館あそべえを参照のこと。
57	アダプト制度	あだぶとせいど	地域住民・企業と行政が協働で進める清掃等を中心としたまちの美化活動等を行う制度。
61	新たな住宅セーフティネット制度	あらたなじゅうたくせーふていねつとせいど	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として創設された制度。 主な内容は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援(バリアフリー化や間取り変更等)、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(不動産業者や自治体が入居支援を行う)である。
46	アンテナショップ麦わら帽子	あんてなしょっぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
6.26,27	いきいきサロン	いきいきさろん	地域住民団体やNPO法人、民間事業者等が概ね65歳以上の高齢者を対象に、5名以上、週1回以上集まる通いの場で、介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)に対し、市がその団体等へ補助・支援を行うことで、高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的とする事業。平成28(2016)年7月開始。
23,32, 36,37	生きる力	いきるちから	文部科学省が各学校で教育課程を編成する際の基準として定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力のことを指す。市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
56	(一財)武蔵野市開発公社	(いちざい)むさしのしかいはつこうしゃ	吉祥寺駅周辺都市計画事業により移転を要する事業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和43年8月に設立。現在は、吉祥寺駅周辺の街づくりのための調査・研究などを行うとともに、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大して幅広い事業を行っている。
61	一般延焼遮断帯	いっばんえんしょうしゃだんたい	東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」において、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間を「延焼遮断帯」と位置付け、震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯」に分けられ、一般延焼遮断帯は、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」以外の延焼遮断帯を言う。

頁	用語	ふりがな	説明
38	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶきょういくしすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
16,46	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
8	雨水貯留・浸透施設	うすいちよりゅう・しんとうしせつ	貯留管、貯留池、貯留タンクなど、雨水を一時的に貯めることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
15,28,67	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用する事例が増えてきている。
47	永年文書	えいねんぶんしよ	市の文書管理規則により定められていた文書の保存年限のうち、最長の保存年限(永年)に指定されていた文書のこと。本市では平成26(2014)年に文書管理規則を改め、最長の保存年限を永年から30年とした。保存年限に達した文書は担当課とふるさと歴史館が協議し、歴史資料として重要であると判断された文書のみ「永久に保存」というシステムに改めた。
69	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと(ちょうきてきせんになしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理の3分野。一般事務職の係長・課長補佐級が対象。
6,8,23,49,50	エコプラザ(仮称)	えこぷらざ(かしょう)	ごみ、資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、令和2(2020)年11月の開設を目指している環境啓発施設。旧武蔵野グリーンセンターの一部を再利用して、「みんなでつこう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。
22,64,65	SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
16,50,64	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
8,51	エネルギー地産地消	えねるぎーちさんちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
23,56	エリアマネジメント	えりあまねじめんと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
41	LGBT	えるじーびーていー	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、こころと出生時の性が一致しない人)の略称であり、性的マイノリティの多様なあり方を表す概念。より多様であることを示すためLGBTQ+等と表すこともある。
29	エンディング(終活)支援事業	えんでいんぐ(しゅうかつ)しえんじぎょう	高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、エンディングノートの配布や講座等を通じて本人の意思決定を支援するとともに、没後について本人の希望に沿った相談及び生前契約が可能となる支援を行う事業。令和元(2019)年度事業開始。

頁	用語	ふりがな	説明
56,57	屋外広告物	おくがっこうこくぶつ	屋外広告物法で、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙などを指す。 本市の屋外広告物に関する申請受付や許可に関する事務は、広告物の表示場所や種類によって、東京都屋外広告物条例に基づき、本市と東京都で分担している。 なお、市では、都の条例による規制に加え、一定規模以上の建築に伴う広告物の設置に際しては、平成29(2017)年度からまちづくり条例及び景観ガイドラインによるきめ細やかな景観誘導を行っている。しかしながら、建築を伴わない独立した広告物等はまちづくり条例の対象とならず、都の条例に基づく従前の規制内容に留まっている。これらの広告物をよりきめ細やかな規制・誘導する手法について検討することが求められている。
64	オープンデータ	おーぷんでーた	国や地方自治体が保有するデータで、コンピュータでの編集・加工に適した形式により、二次利用が可能なルールに基づき、ネット上で無償で公開されるデータ、またはその仕組みのこと。平成28(2016)年施行の官民データ活用推進基本法において、国と自治体のオープンデータへの取り組みが義務付けられた。行政が持つ膨大なデータを、企業や市民がさまざまな活動や研究等に活用することを促していく狙いがある。 本市では「行政の透明性・信頼性の向上」、「公的データの共有」、「協働による地域課題の解決」、「情報公開の総合的な推進」を目的として、平成30(2018)年10月から、市ホームページにおいて、市勢統計や地域生活環境指標のデータ公開を順次進めている。
28	オールライフステージ	おーるらいふすてーじ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、そのすべての段階のこと。全年齢、全世代。
<b>か行</b>			
61	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
60	概成道路	がいせいどうろ	都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなど、おおむねの機能を満たしている道路を言い、多摩地域では現況幅員が8m以上の道路のこと。
56	開発公社	かいはつこうしゃ	(一財)武蔵野市開発公社を参照のこと。
7.35	学童クラブ	がくどうくらぶ	児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、小学校の授業終了後、帰宅しても保護者が就労、病気等により家庭で適切な監護を受けられない児童を対象とした、放課後の生活の居場所事業。遊びを中心とした活動により、児童の健全な育成を図ることを目的としている。市内12カ所の市立学童クラブ及び3カ所の民間学童クラブがある。 放課後子供教室「地域子ども館あそべえ」とともに、平成29(2017)年4月から(公財)武蔵野市子ども協会に運営を委託し一体型の運営を行い、両事業の連携強化を図っている。
37	家族ふれあい自然体験事業	かぞくふれあいしぜんたいけんじぎょう	友好都市岩手県遠野市と友好都市鳥取県岩美町を含めた鳥取県内での体験事業を隔年で実施。豊かな自然環境の中で、都会ではできない様々な自然体験を親子で行い、家族の絆を深めるとともに、民泊や文化体験による市民との交流を通じて、市民の第二のふるさと作りを行っている。このほか、親子棚田体験(新潟県長岡市)と家族で楽しむ！二俣尾自然体験(青梅市)を行っている。
38	家庭と子どもの支援員	かていとこどものしえんいん	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に地域や学校の実態に即した対応を推進することを目的とした東京都の「学校と家庭の連携推進事業」に基づき、本市では主に不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人材や大学生等のボランティアが登校支援、保健室での話し相手や個別学習の支援等を行っている。
43	環境浄化特別推進地区	かんきょうじょうかとかくべつすいしんちく	風俗営業施設の集積、犯罪の多発など良好な環境が阻害されており、地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域で、「武蔵野市環境浄化に関する条例」で特に環境浄化を推進する必要があるとして、市長が指定した地域。吉祥寺本町一丁目の一部(ヨドバシカメラ吉祥寺店の東側周辺地域)が指定されている。
46	観光ガイド	かんこうかいど	本市における観光ガイドは、市内のまち歩きイベントなどで来街者に観光情報を提供する市民ボランティアを指す。



頁	用語	ふりがな	説明
43	感震ブレーカー	かんしんぶれーかー	地震発生時に感震器で検知した地震信号が設定した値を超えたときに(例:震度5強以上など)、配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する信号を出すことで電気を自動遮断する機器・システムのこと。
9	既成市街地	きせいしがいち	首都圏整備法に基づき、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要があるとされる区域。具体的には、東京23区と武蔵野市の全域、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市の一部の区域が、政令で指定されている。
62	吉祥寺グランドデザイン	きちじょうじぐらんどでざいん	吉祥寺の中長期を展望したまちづくりの方針を示し、行政のみならず、市民やNPO、地元事業者等、まちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通指針となることを目的として策定した計画。策定から10年が経過することから、令和元(2019)年度を目途に改定を進めている。
42	吉祥寺ルール	きちじょうじるーる	東日本大震災での教訓を踏まえ、震災時等で吉祥寺駅に帰宅困難者が大量に発生した場合に混乱を防止するため、行政や民間事業者等の災害時における役割分担や地域特性に応じた対策などを定めたルールのこと。 ルール① 一斉帰宅の抑制 ルール② 待機に必要な3日分の備蓄 ルール③ 来街者等の保護 ルール④ 官民の連携による正確な情報提供 ルール⑤ まちぐるみで帰宅困難者用一時滞在施設の確保
60	狭あい道路	きょうあいどうろ	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
39	教育アドバイザー	きょういくあどばいざー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を4名配置している(令和元(2019)年6月1日現在)。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩みなどの教育相談も行っている。
38	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所、電話に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。現在、大野田小学校内に設置しており、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設する一方、帰国・外国人教育相談室については第四中学校内に分離して設置している。
41,61	緊急輸送道路	きんきゅうゆそうどうろ	緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路として、東京都が指定した道路である。緊急輸送道路のうち、応急対策の中核を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とされている。市内では、三鷹通り(一部)、井之頭通り、五日市街道(一部)が特定緊急輸送道路として指定されている。
62,63	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用される道路。
68	クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。 自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。
51	グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	公園や街路、屋上等の緑化、緑の防潮堤の築造等により、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透を行うことで、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進めるもの。

頁	用語	ふりがな	説明
31	ケアマネジャーガイドライン	けあまねじゃーがいでらいいん	本市が実施している利用者本位の居宅介護支援(ケアマネジメント)の理念や具体的な実践方法を解説したガイドブック。市町村レベルでは全国初となる平成13(2001)年3月に初版を発行し、以降も改訂を重ね現在は第4版となっている。ケアマネジャーに対し本市独自施策、周辺施策及びインフォーマル(制度に基づかない)なサービス等に関する情報提供を行うことを通じて、介護保険サービスとともに、これらも加味したケアマネジメントが実践されることを目的としている。なお、初めて市内で居宅介護支援を行うケアマネジャーの研修時のテキストにも活用している。
6,31	ケアリンピック武蔵野	けありんぴっくむさしの	介護・看護職員の現場で取り組んでいる先進的な事例発表や手作り演劇を通して具体的なケアについて共有し、質の高いサービスを地域全体に広めるため、平成27(2015)年度より開催している。
8,56,57	景観ガイドライン	けいかんがいでらいいん	景観まちづくりの具体的な方針を示し、市民等、開発等事業者、武蔵野市などのまちづくりに取り組むそれぞれの主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。平成29(2017)年4月策定。
70	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	毎年経常的に発生する、容易に縮減することができない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、税等の経常的な一般財源がどの程度使われているかを表す、財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。高いほど財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
23,42	刑法犯認知件数	けいほうはんになちけんすう	警察により発生が認知された刑法等の犯罪事件の数のこと。町丁目ごとの件数が警視庁ホームページで公開されている。
28	ゲノム解析	げのむかいせき	生物のゲノム(遺伝情報の全体・総体)のもつ遺伝情報を総合的に解析すること。
61	検討のプロセス	けんとうのぷろせす	東京都作成「外環の地上部の街路について 検討の進め方」に記載のある「検討のプロセス」のこと。 東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、外環の2の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめるプロセス。
30	権利擁護	けんりようご	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
8,24,35,66,75	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。平成29(2017)年2月に策定。
11,70,76	公債費	こうさいひ	市の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
41	(公財)武蔵野市国際交流協会	(こうざい)むさしのしこくさいこうりゅうきょうかい	国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している団体。平成元(1989)年10月13日に任意団体として設立、平成22(2010)年4月1日に公益法人化。略称:MIA(Musashino International Association)。
7	(公財)武蔵野市子ども協会	(こうざい)むさしのしこどもきょうかい	武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを生き育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。

頁	用語	ふりがな	説明
32,68	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り事業)などを実施している。
45,68	(公財)武蔵野生涯学習振興事業団	(こうざい)むさしのしょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	平成元(1989)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体で「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」として発足した。武蔵野市内の体育施設の管理・運営や各種スポーツ振興事業を指定管理をしてきた。平成22(2010)年4月には、「公益財団法人生涯学習振興事業団」へと変更し、新たに「ひと まち 情報 創造館 武蔵野プレイス」の管理・運営を指定管理し、平成30(2018)年4月からは、吉祥寺図書館も指定管理を行っている。
45,68	(公財)武蔵野文化事業団	(こうざい)むさしのぶんかじぎょうだん	昭和59(1984)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出資団体。武蔵野市内の8つの文化施設の指定管理者。「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を目的として、各種芸術文化事業を行っている。
29	高次脳機能障害	こうじのうきのうしょうがい	交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障害や注意障害といった認知障害や、社会的な行動障害などをきたす。
26	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	(こうしゃ)むさしのしるばーじんざいせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
8	合流式下水道	ごうりゅうしきげすいどう	雨水と汚水を同一の管で集水し、処理する方法。他に汚水と雨水を別々の管で処理する分流式がある。合流式は、設置コストが割安である反面、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま河川へ放流されてしまう問題がある。本市の下水道は、9割が合流式下水道で整備されている。
30	高齢者安心コール事業	こうれいしゃあんしんこーるじぎょう	市内でひとり暮らしをしている高齢者に定期的に電話で生活状況の確認をすることにより、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。平成26(2014)年度事業開始。
30	高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)	こうれいしゃとうきんきゅうほうもんかいごじぎょう(れすきゅーへるばーじぎょう)	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が急病などで一時的に支援が必要な場合にヘルパーを派遣し、身体介護(通院介助、入浴介助等)、生活援助(掃除、洗濯、買い物等)のサービスを提供する事業。平成30(2018)年度事業開始。
41	国際交流協会	こくさいこうりゅうきょうかい	(公財)武蔵野市国際交流協会を参照のこと。
27	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な身性の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
27	五師会	ごしかい	(一社)武蔵野市医師会、(公社)東京都武蔵野市歯科医師会、(一社)武蔵野市薬剤師会、(公財)東京都柔道整復師会(武蔵野支部武蔵野地区)、武蔵野市助産師会のこと。
34	子育て支援アドバイザー	こそだてしえんあどばいざー	市内の様々な団体・施設と子育て家庭をつなぎ、団体・施設同士をつなげる新たなネットワークを構築するために、研修会・交流会の開催や子育てひろばの運営等について指導・助言を行うアドバイザー。
33	子育て支援ネットワーク	こそだてしえんねっとわーく	児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。本市においては、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。
6,36	子育てひろば事業	こそだてひろばじぎょう	未就学の子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場。子育て相談等も行っており、親子が気軽に集まることのできる場所として多様な主体により運営されている。

頁	用語	ふりがな	説明
36	子育てひろばネットワーク	こそだてひろば ねっとわーく	子育て支援者同士が、その立場を超えて手をつなぎ連携することで、武蔵野市で安心して子育てができる環境を整えられるよう、平成28(2016)年2月に「子育てひろばネットワーク」を立ち上げた。市内で子育てひろばを運営している子育て支援団体(グループ)のほか、子育て支援拠点や子育て支援に関わる専門施設、行政機関で構成している。
7	子ども協会	こどもきょうかい	(公財)武蔵野市子ども協会を参照のこと。
36	子ども・子育て応援券	こども・こそだて おうえんけん	妊娠届出時に専門職による面接を受けた妊婦に対して、商業施設・店舗等で利用可能な「子ども・子育て応援券(こども商品券)」を配布し、面接率を向上させることで出産・子育てに関する不安軽減や孤立防止を図るとともに、市内商業の活性化及びまちぐるみで子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的としている。
33,38	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制	こどもとこそだて かていをほうか つてきにしえん するたいせい	国では「子育て世代包括支援センター」という名称で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。母子保健法の改正により、平成29(2017)年4月から市区町村に設置することが努力義務とされ、閣議決定により令和2(2020)年度末までに全国展開を目指すこととされている。ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うほか、地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行う。センターは、原則全ての妊産婦(産婦:産後1年以内)、乳幼児(就学前)とその保護者を対象とすることを基本とするが、対象年齢については地域の実情に応じて柔軟に運用することとされており、本市においては18歳までの子どもとその保護者を対象とする。
32	子どもの人権	こどものじんけん	18歳未満の児童(子ども)に保障される権利のこと。日本も批准している「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」において国際的に定められている。具体的には「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の基本的人権のこと。同条約においては、子どもは保護の対象であるだけでなく、成人と同様に、こうした権利の主体でもあることが明確に示されている。
34,36	コミセン親子ひろば	こみせんおやこ ひろば	コミュニティセンター(令和元(2019)年5月現在14館で実施)を会場として就学前の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換など、おしゃべりしながら過ごせる自由来所型の子育てひろば(居場所)。コミュニティセンターによって開催日数等が異なるが、市主催のひろばと、子育て支援団体等主催の「collabono(こらぼの)コミセン親子ひろば」の2種類がある。定期的には0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館のスタッフや市の子育て支援アドバイザーが出向している。
44	コミュニティ構想	こみゆにていこう そう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
44	コミュニティ評価委員会	こみゆにていひよ うかいいんかい	広くコミュニティ活動への理解を深め、コミュニティ活動のさらなる発展のためにコミュニティ協議会が行うコミュニティづくりの評価を行う委員会。武蔵野市コミュニティ条例に基づき設置。
7,44	コミュニティ未来塾むさしの	こみゆにていみら いじゅくむさしの	「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受け、土台づくりの一環として実施している「学び」の場。地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などを身につけることを目的としている。
7,44	これからのコミュニティ	こ れ か ら の こ みゆにてい	平成26(2014)年11月に、「武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言(～未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して～)にまとめられた考え方。提言には、コミュニティの現状と課題、「これからのコミュニティ」のイメージ、行政の役割等についてが示されている。
49	コンテンツ事業者等連絡協議会(仮称)	こんてんつじぎよ うしゃとうれんら くきょうぎかい (かしょう)	映画・音楽・アニメーション・漫画などのコンテンツに関わる関係者・事業者等が異なる分野の事業者等とも連携することで、新しいビジネスチャンスやまちの魅力が生まれる可能性がある。どのようなことが可能かを議論する場として、関心と意欲を持つ事業者等で構成する会議組織の仮称。

頁	用語	ふりがな	説明
<b>さ行</b>			
42	災害時要配慮者	さいがいじょうはいりよしや	高齢者、障害者(児)、外国人、妊産婦、乳幼児、その他災害時に一定の配慮を要すると考えられる市民。
65,67,68	財政援助出資団体	ざいせいえんじよしゅつしだんたい	<p>武蔵野市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。</p> <p>■出資団体(10団体)            一般財団法人 武蔵野市開発公社            武蔵野市土地開発公社            公益財団法人 武蔵野市福祉公社            公益財団法人 武蔵野文化事業団            公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団            公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団            公益財団法人 武蔵野市国際交流協会            公益財団法人 武蔵野市子ども協会            一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団            有限会社 武蔵野交流センター</p> <p>■援助団体(5団体)            公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター            社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会            社会福祉法人 武蔵野            武蔵野市民防災協会            株式会社 エフエムむさしの</p>
11	財政力指数	ざいせいりよくしう	自治体が標準的なサービスを行うために必要な経費に対して、自前の収入(税収など)がどれくらいあるかを示す指数。1が基準となり、数値が高いほど財政に余裕があるとされる。1に満たない場合は自前の収入では標準的なサービスを提供できないため、国から交付税が交付される。
28	在宅医療・介護連携推進事業	ざいたくいりょうかいごれんけいすいしんじぎょう	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する仕組み。具体的には、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進している。
33	産後ケア(宿泊型・日帰り型)事業	さんごけあ(しゅくはくがた・ひがえりがた)じぎょう	「出産後、自宅に帰って家族などの手伝いが無い」「授乳がうまくいかない」「体調がよくない」など、出産後のサポートが必要な母親が、医療機関で産婦人科のケアや授乳のアドバイスを受けられ、休息をとることができる事業のこと。宿泊型と日帰り型の施設が利用できる。
42	自主防災組織	じしゅぼうさいそしき	地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織のこと。
43	自主防犯組織	じしゅぼうはんそしき	地域住民等により自主的に組織された防犯パトロール等を行うボランティア団体。市内では17団体が活動している。
6,8,18,24,63	自治基本条例	じちきほんじょうれい	一般的には、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化した自治体運営の基本ルールと定義される。本市においては、平成28(2016)年11月に学識経験者、市民公募委員、市議会議員、副市長で構成される「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」を設置し、条例の骨子案(条例に盛り込むべき内容をまとめたもの)について検討を行ってきた。平成30(2018)年10月に条例の骨子案が市長に報告された。

頁	用語	ふりがな	説明
16	自治体戦略2040	じちたいせんりやくにせんよんじゅう	総務省が平成29(2017)年10月に設置した「自治体戦略2040構想研究会」により平成30(2018)年7月に取りまとめられた最終報告(第二次報告)。2040年ごろの地方自治体の行政課題を整理し対策を提起している。
38	シチズンシップ教育	しちずんしっぷきょういく	子どもたちが、地域社会と積極的にかかわる中で市民の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動(実践力)を育む教育。
65,66	シティプロモーション	していぷろもーしょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着度の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
44	自動通話録音機	じどうつうわろくおんき	振り込め詐欺の被害を防止するために、着信時の会話内容を録音する機器で、固定電話に取り付けて使用する。呼び出し音が鳴る前に会話内容を録音する旨の警告メッセージを流れ、詐欺犯は録音を嫌がるため、被害防止に有効とされている。平成28(2016)年度に地域包括・在宅介護支援センター、消費生活センター等を經由して65歳以上の市内在住者を対象に自動通話録音機を貸出する事業を開始した。
33,38	児童発達支援センター	じどうはったつしえんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。 児童福祉法の児童福祉施設として位置づけられ、武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画において、みどりのこども館の「地域療育相談室ハビット」について、児童発達支援センター化に向けた検討を行うこととしている。
6,26	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
20,57,66	シビックプライド	しびっくぷらいど	まちや地域に対して、住民や来街者などが抱く愛着や誇りのこと。 近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
32,45,68	(社)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきょうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。
43	市民安全パトロール隊	しみんあんぜんぱとろーるたい	市民生活の安全を確保するために設置されたパトロール隊で、市長より委嘱された隊員が市内の防犯活動を行う。登下校の時間帯等に、パトロール隊のジャンパーを着用して見守り等を行う。
37	ジャンポリー	じゃんぼりー	むさしのジャンポリー事業を参照のこと。
42	住警器	じゅうけいき	住宅用火災警報器の略称。火災報知機の一つで、主に一般住宅に設置され、火災の際、煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する機器である。
61	住宅確保要配慮者	じゅうたくかくほようはいりよしゃ	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者(外国人や大規模災害の被災者)、都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者(東京都では海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者等を定めている)。
61	住宅マスタープラン	じゅうたくますたーぷらん	まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体と連携による住宅・住環境づくりを進める上での基本的な指針。10年毎の計画となっており、現在は第3次住宅マスタープラン(平成23(2011)年～令和2(2020)年)の期間中で、住生活基本法(平成18(2006)年施行)に基づく住生活基本計画(全国計画)及び東京都住宅マスタープラン(都道府県計画)の内容も踏まえたプランとなっている。

頁	用語	ふりがな	説明
54	集団回収	しゅうだんかいしゅう	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、一部の地区のみで実施されており全市的な取り組みに成り難い特性がある。
42,68	受援計画	じゅえんけいかく	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指し、事前に手順やルール、体制等を定めておく計画のこと。
45,68	生涯学習振興事業団	しょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	(公財)武蔵野市生涯学習振興事業団を参照のこと。
29	障害者就労支援センター	しょうがいしゃしゅうろうしえんせんたー	障害者雇用を促進するための施設。障害のある人と事業所等の間に立ち、関係機関等との提携・協力を得て、状況に応じた支援を行う。
50	食品ロス	しょくひんロス	本来食べられるのに捨てられてしまっている食品のこと。国内では年間に646万t(平成27(2015)年推計)発生している。これを一人あたりに換算すると51kg/年となり、米の消費量(54kg/年)に匹敵する。また、食品ロスは約45%が家庭から排出されていることから、市民一人ひとりの取り組みが重要となっている。
26	シルバー人材センター	しるばーじんざいせんたー	(公社)武蔵野市シルバー人材センターを参照のこと。
11,70,76	人件費	じんけんひ	職員給、特別職給与、議員報酬、各種委員報酬、退職金など、職員等に対する勤労の対価、報酬として支払われる経費。
14,46	人生100年時代	じんせいひゃくねんじだい	長寿化により100歳まで人生が続くのが珍しくなくなる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。 平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
53	森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。同時に創設される国税の森林環境税(市町村が個人住民税から賦課徴収)が財源となる。
7,38	スクールソーシャルワーカー	すくーるそーしゃるわーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
58	ストックマネジメント	すとくまねじめんと	一般的には、既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。本市の下水道総合計画(2018)においては、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することと定義している。
48	スポーツ広場	すぽーつひろば	本市では現在、「緑町スポーツ広場」を生涯学習振興事業団が指定管理し、武蔵野中央公園スポーツ広場を東京都が管理している。フットサル(サッカー)、ドッジボール、ドッジビー、ハンドボール、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツが楽しめる広場で、団体の貸切利用と個人利用ができる。
6	スマートシティ	すまーとしてい	一般的には、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適が図られる持続可能な都市または地区のこと。 本市においては、武蔵野市第四期環境基本計画において「環境に係る様々な要素、市民・市民団体・事業者・行政(市)等の多様な情報・経験価値観等をネットワーク化することにより、新たな交流・連携・活動を生み出しながら、本市らしい環境都市を主体的に創りだしていく姿」とし、目指すべき将来像として位置づけている。

頁	用語	ふりがな	説明
49	生産緑地	せいさんりよくち	生産緑地法で定められた要件を満たし、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度で、30年間の農地転用等の行為制限を受ける一方で、固定資産税等について税制上の優遇措置(農地課税)を受けられる。
21,40	性自認	せいじにん	自身の性別に関する認識であり、必ずしも生物学上の性と一致するとは限らない。自認する性は「男性」「女性」のみではなく、多様である。また、ときに変容することもある。
36	青少年問題協議会 地区委員会	せいしょうねんも んだいきょうぎか いちくいんかい	青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
21,40	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がどのような性に向かう／向かわないかについての指向のあり方。
30	成年後見制度	せいねんこうけん せいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
30	成年後見制度利用 促進基本計画	せいねんこうけん せいどりようそ くしんきほんけい かく	成年後見制度利用促進法及び国の成年後見制度利用促進基本計画のスタートに伴い、本市でも判断能力が不十分な人の権利擁護と成年後見の利用促進に向け、被後見人とその家族の安心に繋げることを目的に定める基本的な計画。令和元(2019)年度に策定。
49,53	生物多様性	せいぶつたよう せい	すべての生物の間にある、豊かな個性とそのつながりのこと。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。
38	セカンドスクール	せかんどすく る	市立小学校5年生と中学校1年生が、普段の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
30	赤十字奉仕団	せきじゅうじほう しだん	赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする市民が集まり、都内で3番目の地域奉仕団として昭和24(1949)年に結成された。利益を求めない奉仕的救護組織で、奉仕しようとする意思があれば誰でも参加することができる。
34	O123施設	ぜろいちにさんし せつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供などの子育て支援を行っている。「O123 吉祥寺」と「O123 はらっぱ」の2施設がある。(公財)武蔵野市子ども協会によって管理運営されている。
36	潜在保育士	せんざいまいくし	保育士資格を持ちながらも就業していない人。なお、保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当。
41	SOGI	そじ(そぎ)	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation(性的指向)」と、自身の性をどのように考えるかという「Gender Identity(性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
<b>た行</b>			
61	対応の方針	たいおうのほうし ん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
21,43	体感治安	たいかんちあん	警察発表等による犯罪統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の状況のこと。統計上の数字(犯罪認知件数や検挙率など)で表される治安である「指数治安」とは異なる。



頁	用語	ふりがな	説明
69	ダイバーシティ	だいばーしてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に活かす取り組み・考え方のこと。
60	第四次事業化計画	だいよじぎょう かけいかく	都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めた計画。
51	脱炭素社会	だつたんそしゃ かい	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぎ、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用などが普及した、石油や石炭などの化石燃料から脱却した社会。
11	担税力	たんぜいりょく	課税対象となる個人や法人などが、実際に税負担を受け持つことができる能力のこと。なお、個人に課税される市町村民税は、定額課税である均等割と前年の所得の6% (全国共通の標準税率)を課す所得割で構成される。本市においては、税率は他自治体と変わらないものの、納税義務者一人あたりの平均総所得金額が高いため、全国的にも担税力が高い状況にある。
29	地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防いでいくことを目的としている。
22,26, 27,31	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、すべての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、すべての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
7,39	地域コーディネーター	ちいきこーでい ねたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
7,35	地域子ども館あそべえ	ちいきこどもかん あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
30	地域社協(福祉の会)	ちいきしゃきょう (ふくしのかい)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。
39	地域スポーツクラブ	ちいきすぽーつく らぶ	地域の施設を活動拠点として、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。クラブの運営方針により幅広い世代の参加及び文化活動を含む多様なプログラムの実施が可能である。
6,7,44	地域フォーラム	ちいきふおーら む	これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。
25,26, 27	地域包括ケアシステム	ちいきほうかつ けあしずてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて各地域で取り組みが進められている。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市における2025年へ向けたまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
6,31	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつ けあじんざいいく せいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。運営は(公財)武蔵野市福祉公社に委託し、平成30(2018)年12月に開設した。

頁	用語	ふりがな	説明
27	地域包括ケア病棟	ちいきほうかつ けあびょうどう	病状が安定した患者が在宅復帰に向け積極的なリハビリなどを行い、原則60日以内に自宅での生活に戻る、在宅復帰支援のための病床。
6,27	地域リハビリテーション	ちいきりはびり てーしょん	WHOのCommunity Based Rehabilitation (GBR)を基に、本市においては、市がめざす支援のあり方として、三つの基本理念を掲げ、武蔵野市第五期長期計画の重点施策に位置付けた。①すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援、②ライフステージに応じた、継続的、かつ体系的な支援、③保健・医療・福祉・教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援。
38	チャレンジルーム	ちやれんじるー む	本市では、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室を「チャレンジルーム」として教育支援センターに併設している。学校復帰とともに卒業後の社会生活への適応を意識して、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。
54	DBO方式	でいーびーおー ほうしき	施設の設計 (Design)、施工 (Build)と施設完成後の運転管理 (Operate)を一体的に発注する事業方式。資金調達、施設所有は公共とするが、施設整備と運転管理を民間事業者に一括発注することで、市の適正な監督のもと、コストを抑え、民間のノウハウを活かすことができると言われている。本市での導入は、新武蔵野クリーンセンターが初となる。
26	テンミリオンハウス	てんみりおんは うす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万 (ten-million)円を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に8か所開設されている。
57	道路協力団体制度	どうろきょうりょく だんたいせいど	道路空間を利活用する民間団体を道路協力団体として指定し、道路協力団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成28(2016)年度の道路法改正により創設した制度。
23,43, 44	特殊詐欺	とくしゅさぎ	不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、電子メール等を使って行う詐欺のことであり、他の犯罪認知件数に比べて認知件数は高止まりし、深刻な状況である。オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の「振り込め詐欺」と金融商品等取引、ギャンブル必勝状況提供、異性との交際あっせん等の「振り込め類似詐欺」に分けられる。
41	特定緊急輸送道路沿道建築物	とくていきんきゅう そうどうろえん どうけんちくぶつ	震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路として、東京都が指定した道路で、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路 特定緊急輸送道路沿いの建築物で、次のいずれにも該当する建築物のことをいう。 ア 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 イ 昭和56(1981)年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準) ウ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物
49	特定生産緑地	とくていせいさん りょくち	特定生産緑地制度は、所有者等が自らの意思により、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を10年延長する制度。延長しない場合は税制上の優遇措置がなくなり、固定資産税等が段階的に宅地並み課税となる。
60	都市計画道路	としけいかくどう ろ	都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
4,56	都市計画マスタープラン	としけいかくます たーぷらん	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながら概ね10年ごとに改定を行っている。
61	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろ がいかくかんじょう せん	都市高速外郭環状道路(東京外かく環状道路)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間の約16kmについては、構造形式を嵩上(高架)式から地下式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
49	都市農地貸借円滑化法	としのうちたい しゃくえんかつか ほう	都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として平成30(2018)年9月1日に施行された法律。相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる等のメリットがある。正式名:都市農地の貸借の円滑化に関する法律。

頁	用語	ふりがな	説明
<b>な行</b>			
68	内部統制制度	ないぶとうせいせいど	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
40	中島飛行機武蔵製作所	なかじまひこうきむさしせいさくしよ	中島飛行機株式会社は、第二次世界大戦中まで、ゼロ戦をはじめ、陸海軍の航空機用エンジンを生産していた、国内屈指の航空機メーカー。武蔵野市内には、現在の緑町2丁目・3丁目(一部)と八幡町2丁目・4丁目の一帯に、「武蔵製作所」の東工場(陸軍)、西工場(海軍)、附属病院などがあり、昭和19年に東京で初めて空襲を受け、合計9回の空爆により壊滅状態となった。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省(現NTT武蔵野研究開発センタ)、東京スタジアムグリーンパーク球場(閉鎖後、主に公団住宅)となり、姿を変えていった。
68	ナレッジマネジメント	なれつじまねじめんと	個人が有する知識、情報を組織やグループ全体で共有して、有効に活用するとともに、自身の知識を補ったり、相乗的に効果を挙げようとする仕組みのこと。
30	なんでも電話相談事業	なんでもでんわそうだんじぎょう	高齢者本人や家族、地域等からの電話相談に24時間365日対応することで、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。平成26(2014)年度事業開始。
46	日本武蔵野センター	にほんむさしのせんたー	友好都市であるルーマニア・ブラショフ市と武蔵野市の交流拠点としてブラショフ市内に設置された。両市の友好親善、国際交流・日本文化の発信を幅広く推進している。平成10(1998)年創立。
62	NEXT-吉祥寺	ねくすときちじょうじ	吉祥寺グランドデザインを踏まえたまちづくりを推進していくために、地元商業者・企業・地域住民・行政などの地域に係わる多様な関係主体が協働で、一体的かつ段階的に取り組むためのまちづくりの進め方を実行計画(前期)・展望計画(後期)として平成22(2010)年策定された。令和元(2019)年度に吉祥寺グランドデザインが改定されることを受け、令和2(2020)年度を目途に改定される予定。
28	脳卒中地域連携パス	のうそっちゅうちいきれんけいぱす	脳卒中を発症した患者が急性期から回復期、維持期に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組み。「診療計画」を作成し、治療をうける全ての医療機関等で共有して用いる。
<b>は行</b>			
41	パートナーシップ制度	ぱーとなーしっふせいど	同性婚、事実婚等の法律上の婚姻制度を使えない関係について、自治体が認証・登録・宣誓の受付等をする事により、その関係を公的に認める制度
62	ハーモニカ横丁	はーもにかよこちょう	吉祥寺駅北口すぐにある。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店がにぎわい、夜は飲食店、居酒屋などが盛況する。昭和20年(1945年)に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「間市」と言われたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
28	8050問題	はちまるごーまるもんだい	引きこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中老年の引きこもりの子を80代の後期高齢者である親が面倒を見るケースが増えている、という社会問題のこと。
37	ハバロフスク市青少年交流事業	はばろふすくしせいしやうねんこうりゆうじぎょう	ロシア連邦ハバロフスク市との青少年相互派遣協定に基づき、青少年の自然体験や野外活動、国際交流を目的として、平成4(1992)年以降、隔年ごとに青少年の派遣・受入を実施している。
59	バリアフリー基本構想	ぱりあふりーきほんこうそう	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取り組みを示したもの。令和3年度改定予定。
43	パンデミック	ぱんでみっく	非常に多くの感染者や患者が地理的に広い範囲で発生する感染症の流行のことで、新型インフルエンザの場合、その遺伝子の変異などによりヒトの体内で増殖しヒトからヒトへの感染力が強くなることで起こる。膨大な数の患者の発生により、社会インフラ(警察・消防・交通・水道等ライフラインなど)の混乱、社会機能・行政機能の破綻、莫大な経済的損失などが起こる可能性がある。
29	引きこもりサポート事業	ひきこもりさぽーとじぎょう	引きこもりの当事者とその家族等の社会性回復のための支援事業(相談支援、ワークショップ、教育・啓発活動、社会資源活用によるネットワークづくり等)
68	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

頁	用語	ふりがな	説明
7	避難所運営組織	ひなんじょうんえいそしき	災害時に市の職員等と連携し、避難所の開設・運営を行う地域住民による団体。
41	ヒューマンあい	ひゅーまんあい	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ)の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。男女共同参画社会のまちづくり実現を目指す武蔵野市の推進拠点施設として、平成10(1998)年にむさしのヒューマン・ネットワークセンターとして開設した。平成28(2016)年10月に武蔵野市立男女共同参画推進センターと改称し、市民会館へ移転した。その後、平成29(2017)年4月に武蔵野市立男女平等推進センターと改称した。現在、武蔵野市における男女平等社会の実現を目指す拠点施設として、男女平等に関する施策を総合的に推進している。
39	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催。
36	ファミリー・サポート・センター事業	ふぁみりー・さぽーと・せんたーじぎょう	平成30(2018)年1月より開始した、市内在住の育児の援助を受けたい人(ファミリー会員)と育児の援助をしてくださる方(サポート会員)とが登録(両方に登録可)し、地域で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動。仕事と育児を両立し、地域で安心して子育てができる環境づくりを目的としている。
32,68	福祉公社	ふくしこうしゃ	(公財)武蔵野市福祉公社を参照のこと。
30	福祉の会	ふくしのかい	地域社協(福祉の会)を参照のこと。
30	福祉避難所	ふくしひなんじょ	高齢者や障害者などで、一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。高齢者施設、障がい者施設、保育園などを対象としている。
11,70,74,76,78	扶助費	ふじょひ	児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。全国的な障害福祉サービスに係る経費の伸びや、都市部における保育所運営費の増加などにより、近年大きく増額している。
53	二俣尾・武蔵野市民の森事業	ふたまたお・むさしのしみんのもりじぎょう	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図れるよう、武蔵野市、(公財)東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定をむすび、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
11,70,71,76,78	物件費	ぶつけんひ	消耗品等の需用費、郵便料等の役務費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料、臨時職員の賃金、旅費、交際費等に要する経費。
43	ブルーキャップ	ぶるーきゃっぷ	武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝等の適正化に関する条例にもとづき、つきまとい勧誘行為の防止を指導するパトロール隊。吉祥寺駅周辺で、客引きやスカウト等による勧誘を拒絶するにもかかわらず、執ようにつきまとい勧誘をする者やそれを委託する者に対して、指導や警告等を行う。
16	フルセット主義	ふるせつとしゅぎ	文化、教育、福祉、医療など、地方自治体における様々な行政サービスについて、一つの自治体で全てを揃えて提供していこうとする考え方。平成30(2018)年に総務省の「自治体戦略2040構想研究会」が取りまとめた報告書では、市町村と都道府県の連携や複数の市町村の連携により、フルセット主義から脱却していく必要性が述べられている。
37	プレーパーク事業	ぷれーぱーくじぎょう	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っているいろいろなことができる遊び場。平成20(2008)年7月より、境冒險遊び場公園で実施され、現在では大野田公園、松籟公園でも実施している。NPO法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。

頁	用語	ふりがな	説明
26	フレイル	ふれいる	厚生労働白書によると、学術的な定義は定まっていないが、加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招いたりするなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
36	ベビーカー貸出しサービス事業	べびーかーかしだしサービスじぎょう	吉祥寺駅周辺でベビーカーの貸出しを無料で行うサービス。貸出されたベビーカーは、店舗外に自由に持ち出しでき、親子で吉祥寺のまち歩きを楽しむことができる。市立中学生による市長への提言をもとに、試行事業を経て、平成28(2016)年度にサービスを開始した。令和元(2019)年8月時点で、貸出し窓口5か所、合計貸出し台数23台。愛称は「べび吉」。
43	防犯協会	ぼうはんきょうかい	地域の防犯意識の啓発・防犯活動の促進を目的とした団体。特殊詐欺撲滅キャンペーン、全国地域安全運動などの啓発や、歳末警戒などのパトロールを実施している。犯罪のない明るい社会を実現するため、自警心の高揚を以て防犯思想の普及を図り防犯活動を積極的に展開し、警察の治安確保に自治的協力をすることを目的とする団体。身近な犯罪を未然に防ぐため、関係機関や団体・地域ボランティアと連携して、秋の全国地域安全運動や歳末警戒、各種防犯キャンペーンを実施している。
26	保険者機能強化推進交付金(インセンティブ交付金)制度	ほけんじゃきのうきょうかすいしんこうふきん(いんせんていぶこうふきん)せいど	介護保険の保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取り組みや、こうした市町村の取り組みを支援する都道府県の取り組みを推進するため、国において、市町村及び都道府県の様々な取り組みの達成状況に関する指標を設定した上で、交付金を交付するもの。平成30(2018)年度から導入された。
30	保護司	ほごし	法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人が、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように、各種調整や相談等を行う民間のボランティア。
8,63	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この計画案では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
43	ホワイトイーグル	ほわいとイーぐる	市民生活の安全を確保するために設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両により、市内のパトロール活動を行う。小中学校、子ども施設などを対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。平成14(2002)年度開始。
<b>ま行</b>			
49	マイクロプラスチック	まいくろぷらすチック	環境中に存在する微小なプラスチック粒子のうち、5mm以下のサイズになったプラスチックのこと。プラスチックは自然分解されずに半永久的に残るという特徴があり、特に海洋環境において極めて大きな問題になっている。
8,56,57	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手段、開発事業等に関わる手段及び基準等を定めた条例。市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
50,51	水循環	みずじゅんかん	水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程では、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環すること。健全な水循環とは、人の活動及び環境保全に果たすための水の機能が、適切に保たれた状態での水循環をいう。
8,48,63	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえきたぐちまちづくりビジョン	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
52,53	緑と水のネットワーク	みどりともみのネットワーク	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取り組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。

頁	用語	ふりがな	説明
33	みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがあるお子さんとその保護者への相談・支援をする「地域療育相談室ハビット」、通園施設「こども発達支援室ウイズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
30	見守り・孤立防止ネットワーク	みまもり・こりつぼうしねっとわーく	地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図っている。
30	民生児童委員	みんせいじどういいん	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
9,59,60	ムーバス	むーばす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
28	武蔵野市介護情報提供書	むさしのしかいごじょうほうていきょうしょ	ケアマネジャーが、主治医に対する情報提供と、その後の連携を取りやすくすることを目的に、武蔵野市が独自の書式として作成したもの。
41	武蔵野市国際交流協会	むさしのしこくさいこうりゅうきょうかい	(公財)武蔵野市国際交流協会の項目を参照。
45,68	武蔵野生涯学習振興事業団	むさしのしょうがいがくしゅうしんこうじぎょうだん	(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の項目を参照。
37	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりーじぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
48	むさしの産業サポートネット(仮称)	むさしのさんぎょうさぽーとねっと(かしょう)	行政、武蔵野商工会議所、(一財)武蔵野市開発公社、金融機関3社、創業支援事業者で構成された、市と事業者とが連携して、創業支援事業を行ってきている「むさしの創業サポートネット」を再編し、創業だけでなく事業承継も対象とした支援を行うネットワーク協議体の仮称。
59	武蔵野市水道事業運営プラン(仮称)	むさしのしすいどうじぎょううんえいぷらん(かしょう)	適切な水道事業運営を行うための道標となる計画。計画期間を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とし、その間における、事業運営及び運営体制、水道施設の維持管理及び機能更新、都営水道一元化等の方針を示す。令和元(2019)年度策定予定。
27	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017	むさしのしちいきいりょうこうそう(びじょん)にせんじゅうなな	高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもので、市町村レベルでは全国でも数少ない取り組み。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方や課題解決を図るための今後の方向性を示している。
46	武蔵野地域五大学	むさしのちいきごだいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資産を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を開催している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。

頁	用語	ふりがな	説明
47	武蔵野地域自由大学	むさしのちいきじゆうだいがく	平成15(2003)年4月に国内では初めて、市と地域の大学が連携して市民に高度で継続的、体系的な生涯学習の場を提供している。武蔵野市と武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)が連携している。学生数は約1,600名に達し、20代から100歳以上の方が学んでいる。
49	武蔵野市ふるさと応援寄附	むさしのしふるさとおうえんきふ	「市の魅力発信」、「地域産業振興」、「市政の充実と未来への財源確保」を基本コンセプトとした武蔵野市版のふるさと納税制度の名称。令和元(2019)年10月から寄附受付開始予定。
38	武蔵野市民科	むさしのしみんか	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シチズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。今後、各学校で単元指導計画を作成した後、令和3(2021)年度以降実施する予定。
6,40	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさとれきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持った施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
45,68	武蔵野文化事業団	むさしのぶんかじぎょうだん	(公財)武蔵野文化事業団の項目を参照。
28	もの忘れ相談シート	ものわすれそうだんシート	認知症相談に対して、在宅相談機関・もの忘れ相談医・専門病院をつなぐためのシート。このシートを活用することによって適切な医療とケア体制が構築され、できるだけ長く安定した在宅生活が継続できるようになることを目的としている。
<b>や行</b>			
60,61	優先整備路線	ゆうせんせいびろせん	平成28(2016)年に東京都と特別区・26市2町が協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」の中で、今後10年間(平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで)で優先的に整備すべき路線として位置付けられた都市計画道路。市内では、武蔵野都市計画道路3・4・11号線(女子大通り)、同3・4・24号線(天文台通り)の2路線が東京都施行の優先整備路線として位置付けられている。
<b>ら行</b>			
54	ライフサイクルアセスメント	らいふさいくるあせすめんと	商品やサービスの原料調達から、廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての環境負荷を定量的に算定する手法。
34	利用者支援事業	りようしゃえんじぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
46,48	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意であるが、この計画案においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。
26	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
<b>わ行</b>			
67,69	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。

## — 第六期長期計画策定委員会委員 —

◎小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
○渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科 准教授
大上 由紀子	公募市民委員
岡部 徹	東京大学生産技術研究所 教授
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
栗原 毅	公募市民委員
中村 郁博	民間有識者(金融機関)
松田 美佐	中央大学文学部 教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 教授
笹井 肇	副市長
恩田 秀樹	副市長

◎:委員長 ○:副委員長